

意見書第 2 号

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

地方自治法第 99 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 21 年 10 月 2 日提出

湯河原町議会議長 土 屋 誠 一 様

提出者	湯河原町議会議員	室 伏 重 孝
賛成者	同	露 木 寿 雄
	同	室 伏 友 三
	同	佐 藤 恵
	同	杉 本 光 明
	同	小 澤 眞 司
	同	松 野 満
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

国では、平成 20 年度から新たな肝炎総合対策を実施しているが、法律の裏付けがなく、実施主体である都道府県では施策の統一が図られていないため、法的措置を講じ、総合的な対策を推進することが必要である。

よって、国においては、肝炎患者救済のため、基本理念や、国・地方公共団体の役割を定めた基本法を制定されることを強く要望するため、意見書を提出するものです。

平成 21 年 10 月 2 日

原 案 可 決

湯河原町議会議長

土 屋 誠 一



肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

我が国のB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者数は、350万人以上と推定され、国内最大の感染症と言われている。多くの患者は、輸血、血液製剤の投与、予防接種等の医療行為によって肝炎ウイルスに感染したもので、その中には、医療行政の誤りにより感染した患者も含まれ、国の責任はきわめて重大である。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに移行する危険性の高い深刻な病気であり、患者は長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面している。

国では、平成20年度から、新たな肝炎総合対策である「肝炎治療7か年計画」を実施しているが、法律の裏付けがない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じている。

こうした状況を改善していくためには、早期に法的整備を図り、全国規模で総合的な対策を推進することが望まれる。

よって、国においては、ウイルス肝炎対策を全国的規模で等しく推進するため、「肝炎対策基本法」を早期に制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成21年10月2日提出

神奈川県湯河原町議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣